件名:新型コロナウイルス感染症(商用便の運行制限期間延長と一部緩和の発表)

(ポイント)

- ●18日、ベネズエラ航空当局は、商用便の運航について、パナマ、ドミニカ共和国への運 航を再開すると発表しました。
- ●国内線については、隔離強化週 (semana radical) の間、ロス・ロケスとマルガリータ島への便を運航停止すると発表しました。

## (本文)

- 1. 18日、ベネズエラ航空当局は、パナマとドミニカ共和国への商用便を再開するとともに、現在運航中のメキシコ、トルコ、ボリビア行きの商用便も継続すると発表しました。これら商用便の運航の詳細については、各航空会社に確認する必要があります。なお、今回の発表で、運航制限期間延長についての言及はありませんが、昨年11月11日の航空当局からの発表では、2月11日までとなっています。
- 2. また、国内線は「7+7」の隔離強化週(semana radical)は、カラカス~ロス・ロケス間、及びマイケティア~マルガリータ島間、マルガリータ島~バレンシア間、マルガリータ島~マラカイボ間の運航を停止すると発表しましたので、隔離緩和週(flexibilizacion)は再開される可能性があり、確認が必要です。
- 3. ベネズエラ出国後、経由国やご自身の在住国へ入国等する際のPCR検査証明書の要否等についても、あらかじめよくご確認願います。ベネズエラでPCR検査証明書を入手できる医療機関については、必要な方は大使館までお問い合わせください。また、ベネズエラ入国に際し、航空会社によってPCR検査証明書に関する独自様式への記入を求めている場合がありますので、ご確認願います。

(コンビアサ社はホームページ上で、出発8時間前までにPCR検査証明書のアップロードを求める独自様式を掲載しています)

- 4. (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、17日までの累計で、症例数が119,803名、死亡者数が1,106名、治癒数が113,002名と発表しており、依然として高い数値で推移しております。
- (2)以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も大事です。
- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

- (3) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。 https://drive.google.com/file/d/146\_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view
- (4)日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_newlifestyle.html

(5) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\_world.html

参考:外務省海外安全

HP https://www.anzen.mofa.go.jp/

参考: 当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

参考:ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

http://www.mpps.gob.ve/index.php

参考:厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

## 【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話: (+58)-212-262-3435

FAX: (+58)-212-262-3484

ホームページ: http://www.ve.emb-japan.go.jp